

# リース取引に関する税制改正

小池敏範 税理士

## Q

当社は、コピー機とパソコン機器は大手リース会社とリース契約を締結し、リース料を支払いながら利用しています。いままでは、この支払ったリース料は「賃借料」の科目で費用処理していましたが、平成二十年四月一日以後に締結されるリース契約に基づくリース取引は売買取引とみなされ、賃借人はリース料の総額を取得価額として減価償却の処理をすることになるようです。具体的な内容をご教示ください。

## A

リース取引に関する会社基準が変更されたことに伴い、平成十九年度の税制改正で、リース取引に係る税制が整備されました。

まず、税制上の「リース取引」ですが、資産の賃借借（所有権が移転しない土地の賃借等を除く）で、次に掲げる要件に該当するものをいいます。

① その賃借借に係る契約が、賃借借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

② その賃借借に係る賃借人がその賃借借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているもの

であること。

(注) ここでいう「資産の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること」とは、資産の賃借借につき、その賃借借期間（その賃借借に係る契約の解除をすることができないものとされている期間に限る）において、賃借人が支払う賃借料の金額の合計額がその資産の取得のために通常要する価額のおおむね一〇〇分の九〇に相当する金額を超える場合をいいます。

なお、このリース取引は一般的に「ファイナンス・リース取引」といいますが、この範囲は税制改正前と同じで、いま締結されているリース契約の多くはこのリース取引です。しかし、このファイナンス・リース取引のうち、売買とされたのは、税制改正前は「所有権移転ファイナンス・リース取引」（リース契約上の諸条件に照らして、リース物件の所有権が借手に移転すると認

められるもの）に限られていましたが、税制改正後はそれ以外の「所有権移転外ファイナンス・リース取引」も売買取引の対象に含めることになりました。

## 賃借人の処理

### (1) 減価償却

ファイナンス・リース取引のうち「所有権移転ファイナンス・リース取引」により取得した資産は、自己所有の減価償却資産に適用する通常の償却方法（例えば定率法）で償却計算を行います。

一方、ファイナンス・リース取引のうち、次のいずれかに該当するもの（これらに準ずるものを含む）以外のもの（これを「所有権移転外リース取引」又は「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という）により取得したものは、平成二十年四月一日以後に締結したリース取引から、「リース期間定額法」により償却計算を行います。

(注) 税制では「所有権移転外リース取引」といいますが、企業会計基準では「所有権移転外ファイナンス・リース取引」といいます。

リース期間終了の時又はリース期間の中途において、そのリース取引に係る契約において定められているそのリース取